

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京田辺市長

公表日

令和8年2月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。</p> <p>番号法の規定により、特定個人情報ファイルを利用して次の事務を行う。</p> <p>(1)被保険者の資格異動の受付・審査・報告 (2)保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 (3)年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 (4)免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 (5)障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 (6)障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 (7)年金生活者支援給付金制度 (8)その他上記に関連する業務</p> <p>これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき各種情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	基幹業務支援システム(国民年金)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番31
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	※国民年金に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供及び情報照会は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民年金課
②所属長の役職名	市民年金課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		本人からマイナンバーの提供を受けた際には確認を徹底している。また、人手が介在する局面においては、以下のような対策をとっている。 ・個人番号が記載された書類の進達時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		京田辺市情報セキュリティ規定および特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等へ保管する等、漏えい・滅失・毀損への対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。</p> <p>番号法の規定により、特定個人情報ファイルを利用して次の事務を行う。</p> <p>(1)被保険者の資格異動の受付・審査・報告 (2)保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 (3)年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 (4)免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 (5)障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 (6)障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 (7)その他上記に関連する業務</p> <p>これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき各種情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	<p>平成29年4月より日本年金機構における個人番号利用が開始される事に伴い、市町村窓口でもマイナンバーが記載された年金請求書等の受理が始まる。</p> <p>そのため、特定個人情報保護評価の実施が適切に行われないと年金事務におけるマイナンバーの利用に支障を来すことから、厚生労働省年金局から特定個人情報保護評価の実施状況を確認するよう依頼があった。</p> <p>それに対応するため、京田辺市の特定個人情報保護評価書(国民年金事務 基礎項目評価書)の点検・修正を行った。</p>
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	<p>①実施の有無 【実施する】</p> <p>②法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番48、50、111、112 【情報照会】なし</p>	<p>①実施の有無 【実施しない】</p> <p>②法令上の根拠 ※国民年金に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供及び情報照会は行わない。</p>	事前	同上
令和1年6月25日	I -1-②	<p>(1)被保険者の資格異動の受付・審査・報告 (2)保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 (3)年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 (4)免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 (5)障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 (6)障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 (7)年金生活者支援給付金制度 (8)その他上記に関連する業務</p>	<p>(1)被保険者の資格異動の受付・審査・報告 (2)保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 (3)年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 (4)免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 (5)障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 (6)障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 (7)その他上記に関連する業務</p>	事前	